

OA機器の賃貸借に関する契約書

賃借人公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

- 1 契約件名 金沢美術工芸大学コンピュータ室機器賃貸借業務
- 2 契約金額 月額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円
「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。
- 3 機器賃貸借及びソフトウェア使用期間
平成29年10月1日から平成34年9月30日まで
- 4 契約保証金 免除

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 住 所 金沢市小立野5丁目11番1号
氏 名 公立大学法人金沢美術工芸大学
理事長 前田 昌彦

乙 住 所
氏 名

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は甲に対して、本契約の条項に従って、末尾添付別紙に記載する機器（以下「機器」という。）の賃借および同別紙に記載するソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の非独占的使用権（以下「使用権」という。）の設定を行うことを約し、甲はそれに対し、賃貸借料およびソフトウェア使用料として、頭書記載の金額を支払うものとする。

第2章 機器の賃貸借

(善管義務)

第2条 甲は機器を本来の用法に従い、その通常の義務のための善良な管理者の注意をもって使用する。

2 乙は機器に乙所定の様式により乙の所有に属する旨の標識を付し、甲は機器を如何なる場合を問わず他の権利の目的物として使用することは出来ないものとする。

(機器の改造)

第3条 機器を改造する場合は、甲はあらかじめ書面にて乙の承諾を得るものとする。その場合その費用は、甲の負担として乙の認める者がこれを行うものとする。

(他の機器の取付)

第4条 機器に他の機器を取り付ける必要が生じた場合、甲はあらかじめ書面にて乙の承諾を求めるものとし、甲が費用を負担して乙の認める者がこれを行うものとする。

2 乙は前項の取付が機器の機能に支障を与えると認めたときは、甲の申し出を拒否することができる。

(機器の返還)

第5条 本契約が終了した場合は、甲は乙に対して機器を他の機械機器の取りはずし等によって引渡し当時の原状に復したうえ直ちに返還するものとする。

(保険)

第6条 乙は、本契約期間中機器に対して、乙の負担で乙所定の動産総合保険を付保するものとする。

第3章 ソフトウェアの使用

(使用権)

第7条 甲は本契約に基づき、機器においてソフトウェアを使用する権利を得るものとする。

2 本契約に基づき設定された使用権は、機器においてソフトウェアを使用する権利であり、当該ソフトウェアを契約機器以外の他機器で使用する場合、本契約により設定された使用権と別の使用権の設定を必要とするものとする。

3 本契約に基づき設定された使用権およびソフトウェアならびにその複製物については甲はこれを他に譲渡し、再使用権を設定し、または他人の権利の目的物とすることはでき

ないものとする。

(ソフトウェアの提供・複製・変更)

第8条 乙は、甲に対し、本契約により設定された使用権を行使するためのソフトウェアを納入期限までに納入し、甲の検査確認を得たのち甲に引渡すものとする。

2 甲は、乙の事前の書面による承諾なしにはソフトウェアを変更または改作できないものとする。なお、乙の承諾に基づき変更または改作されたソフトウェアは本契約に基づくソフトウェアとする。

(特別なサポート)

第9条 甲の故意もしくは重過失あるいは天災地変、その他甲・乙いずれの責にも帰さない事由に基づきソフトウェアにトラブルが発生し、乙がサポートを行ったときは、乙は当該サポートに要した費用を甲に請求できるものとする。

(ソフトウェアの滅失等)

第10条 甲は本契約期間中、ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、ソフトウェアが本契約期間中に盗難、滅失、毀損した場合、甲はすみやかに乙にその旨通知するものとする。

(使用権の消失)

第11条 本契約が解約または期間満了により終了したときは、当該ソフトウェアの使用権は消滅するものとする。

2 甲は使用権の消滅したソフトウェアおよびその複製物のすべてを使用権消滅後すみやかに破棄するものとする。

(責任の制限)

第12条 乙は、甲に対しソフトウェアおよびその技術情報が特定の目的のために適切であること、または有用であることの明示もしくは黙示の保証をしないものとする。

2 乙は、甲に対し甲が本契約に基づき設定をうけた使用権を行使することによりまたは使用権を行使できないことにより生じた甲の損害もしくは第三者からの甲に対する請求またはソフトウェアが正常に作動しないことにより甲に生じた損害に関しては、いかなる責も負わないものとする。

第4章 共通事項

(賃貸借料およびソフトウェア使用料)

第13条 機器の賃貸借料およびソフトウェア使用料は頭書記載の金額とするものとする。

2 本契約の賃貸借およびソフトウェア使用期間が月の途中で開始または終了した場合、その月の賃貸借料およびソフトウェア使用料は使用日数を当該月の暦日数で除したものにそれぞれ月当り賃貸借料およびソフトウェア使用料を乗じて得られた金額（円未満は切り捨てる）とするものとする。

(賃貸借料およびソフトウェア使用料の支払い)

第14条 賃貸借料およびソフトウェア使用料は、当該使用月の翌月初めに、乙が公立大学法人金沢美術工芸大学指定の手続きに従い請求するものとする。

- 2 甲は、第一項の規定により請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に請求金額を支払うものとする。

(機器の滅失、毀損)

第 15 条 機器の滅失、毀損等について通常の使用により生じる等の場合を除きその危険は甲が負担するものとし、乙は甲に対して損害賠償を請求できるものとする。ただし、第 6 条に規定する動産総合保険で補償される事項に対しては、甲はその賠償を行わないものとする。

- 2 甲の故意または過失により乙が損害を蒙った場合、乙は甲に対し損害賠償を請求できるものとする。
- 3 前項の損害賠償額は甲乙協議により定める。

(立入権ならびに秘密保守)

第 16 条 機器およびソフトウェアの納入のため乙の指定するものが機器の据付場所に立ち入る場合は、あらかじめ甲の了承を得、またその者は必ず身分証明書を携帯しなければならないものとする。

- 2 乙および乙の指定した者は、前項の立ち入りに際して知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとする。
- 3 甲は、ソフトウェアおよびその他の技術情報を第三者に開示しないものとする。
- 4 乙の指定した者が甲に対して損害を与えた場合は、乙がその責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条の 2 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 乙は、あらかじめ甲の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 乙は、あらかじめ甲の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 乙は、あらかじめ甲の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 乙は、甲の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第

三者に委託し、又は請け負わせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。

- 10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに甲に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（甲の解除権）

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後の相当期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由がなくて業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) この契約に関し、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定した（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規程により取り消された場合を含む。）。
- (4) この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは各名あて人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令により、乙等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算基礎である当該違反する行為の実行期間を除く）に入札（見積書の提出を含む）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) この契約に関し、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対し、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限り）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 乙は、甲が前項の規定により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 甲は、前項の規定により違約金を徴収する場合において、乙が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。

4 乙は、第2項の規定により支払った違約金の額が第1項の規定による契約の解除により甲が受けた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する額を支払わなければならない。

5 第1項の規定により契約を解除した場合において、契約の履行部分で検査に合格したもののについては、当該履行部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。

(損害賠償の予約)

第18条 乙が第17条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当したときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第17条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合で、同条に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不正行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が第17条第1項第6号の規定に該当する場合で、乙に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 乙が第17条第1項第6号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、損害賠償金として、第1項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

(1) 第17条第1項第3号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 第17条第1項第6号に規定する刑に係る確定判決において、契約者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、理事長に提出しているとき。

3 乙は、前項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わない時は、その支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(翌年度以降の契約)

第19条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る甲の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、甲はこの契約を解除し、又は解除できる。

2 甲は、前項の規定により、この契約を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び契約内容の変更等があった場合は、協議のうえ、契約額を定めるものとする。

(協議)

第20条 本契約に定めない事項または本契約の履行につき疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。